



MINAMISOMA Comprehensive Plan

令和5年10月24日（火）第2回南相馬市総合教育会議 追加資料3

小高区文教ゾーンの現状について （旧小高商業高校跡地利用等）



復興企画部 企画課

Connect Coexist Challenge





小高区文教ゾーンの現状について（旧小高商業高校跡地）

はじめに

「旧小高商業高校」の跡地利用については、これまで、当該用地（グラウンド等）と建物（校舎等）が県（教育庁）の所有物であること、また、県（教育庁）から当該用地及び建物に関する具体的な利活用の方針（売却・譲渡等）が示されていなかったことから、県との協議・調整が進まなかった経過があります。

その後、県（教育庁）から令和5年2月に県立高等学校の統廃合で生じる空き校舎や土地について、震災と原発事故以降、高校の統廃合の方針を決定した16校（旧小高商業高校除く）を対象に、土地や校舎を利活用する場合の支援策について、新たな方針が出されました。

なお、当該方針には、震災と原発事故以前に統廃合の方針を決定した「旧小高商業高校」が支援対象外となっていたことから、市では、当該方針による支援対象校に「旧小高商業高校」を追加するよう、県への協議や要望等を行ってきました。

その結果、去る令和5年9月議会において、県（教育庁）では、県立高校改革が始まった令和元年度以前に統合して閉校になり、跡地が未利用の状態になっている「旧小高商業高校」、「旧棚倉高校」及び「旧喜多方高校」の3校がある南相馬市、棚倉町及び喜多方市の3市町に対し、校舎や土地利用を利活用する際の財政支援を構築するとの方針を示しました。

このため、市では、南相馬市第三次総合計画において、小高区文教ゾーンを生かした魅力ある魅力ある教育環境の整備を掲げており、現在、小高区全体のまちづくりの視点も踏まえ、「旧小高商業高校跡地利用」について、全庁的な協議・検討等とともに、今後、県との具体的な協議・調整を進めていく考えです。



旧小高商業高校跡地利用に関する一部報道内容 (R5年9月14日)

9月県会代表質問

高校跡地利用に財政支援

19年度以前閉校の3市町

県教委は、県立高校改革が始まった2019年度以前に統合して閉校になり、跡地が未利用の状態になっている旧棚倉高、旧喜多方商高、旧小高商高の3校がある棚倉、喜多方、南相馬の3市町に対し、校舎や土地を活用する際の財政支援策を構築する。立地市町が財政負担を懸念せず、利活用策の検討を前向きに進められるようとする。

未利用状態が長く続いている現状の解消につなげる狙いがある。財政支援の規模や条件については、各市町の意見を聞いて検討し、早期の制度構築を図る。

棚倉高は08年度、喜多方商高は09年度に閉校し、両校とも10年ほどたってから校舎が解体された。小高工高と統合して小高商業技術

高となった小高商高は16年度に閉校し、空き校舎の状態が6年以上続いている。跡地はいずれも駅周辺や市町の中心部にあり、敷地面積も広い。跡地が使われない状態や校舎が放置される状態が長く続くことは、防災や景観、に言わば創出などの観点から早期の解消が望ましい一方、利活用にはまだいくつか課題がある。財政負担が課題となっていた。県は本年度、県立高校改革による統合で空き校舎となる16校の立地市町村が校舎や土地を活用する場合作業として、1校当たり5年間最大3億円の補助制度を設けた。県が所管する土地や校舎を市町村に無償譲渡するための条例も制定した。

しかし、県立高校改革の前から未利用状態の3校については支援策がなく、立地市町村から支援を求める声が上がっていた。小林議員の質問に大沼博

大沼博 県立高校改革による統合で空き校舎となる16校の立地市町村が校舎や土地を活用する場合作業として、1校当たり5年間最大3億円の補助制度を設けた。県が所管する土地や校舎を市町村に無償譲渡するための条例も制定した。

しかし、県立高校改革の前から未利用状態の3校については支援策がなく、立地市町村から支援を求める声が上がっていた。小林議員の質問に大沼博

(福島民友)

計画前統合の県立高跡地活用

市町に財政支援へ

県教委は、県立高校改革による統合で閉校になり、跡地が未利用の状態になっている旧棚倉高、旧喜多方商高、旧小高商高の3校がある棚倉、喜多方、南相馬の3市町に対し、校舎や土地を活用する際の財政支援策を構築する。立地市町が財政負担を懸念せず、利活用策の検討を前向きに進められるようとする。

未利用状態が長く続いている現状の解消につなげる狙いがある。財政支援の規模や条件については、各市町の意見を聞いて検討し、早期の制度構築を図る。

棚倉高は08年度、喜多方商高は09年度に閉校し、両校とも10年ほどたってから校舎が解体された。小高工高と統合して小高商業技術

県や59市町村来月協定

災害対応円滑化へ職員派遣

県と59市町村は、来月協定を締結し、災害発生時の対応を円滑化させる。県は、災害発生時に市町村に職員を派遣し、被災者の支援や避難所の運営などを支援する。また、被災者の生活再建支援や、被災者の心のケアにも取り組む。

県内再生エネ割合50%超

県内再生エネルギーの割合が50%を超えた。県は、再生エネルギーの普及を促進し、持続可能な社会の実現を目指す。また、再生エネルギーの導入による環境負荷の削減にも取り組む。

女性や若者のア

初のビジネス

県内初のビジネスがスタートした。県は、起業支援や人材育成に取り組む。また、起業家のネットワークを構築し、互いに支え合う環境を整える。

コンテスト

県内初のコンテストが開催された。県は、文化芸術の振興に取り組む。また、コンテストを通じて、県民の文化意識を高め、県民同士の交流を促進する。

(福島民報)



旧小高商業高校跡地利用に関する県制度（概要）（県教育庁資料抜粋）

県立高等学校改革実施計画（前期・後期）により生じる空き校舎等への対応について

資料2-1

県立高等学校改革は学校がなくなる地域の不安に配慮しながら、空き校舎等への対応と一体で進めていくもの。それぞれの地域の実情に合わせ、市町村の思い描く姿の実現を後押しする必要がある。

改革実施計画により使用されなくなる16校を対象とした特別な支援策パッケージの創設

市町村への財政的な支援

1 財産（土地・建物）の譲渡

○土地・建物の無償譲渡 市町村が利活用を希望する場合は、財産を無償譲渡することができる。⇒新たな条例を制定

2 解体費用の負担

○解体に係る経費は県が負担 市町村が建物を取得する場合には、解体費用相当額を交付。

3 空き校舎等の活用支援補助金

○土地・建物の利活用を支援するための補助 5年間で最大3億円の補助制度を新設。

検討推進のための体制整備

【空き校舎等への対応に関する協議・検討】

○空き校舎等への対応の具体策を協議・検討

県教育委員会・市町村・県(地方振興局、企画調整部など)で空き校舎等への対応について幅広く協議し、利活用方針の検討を進める。

【空き校舎等への対応検討のための職員配置】

○市町村との協議・検討の推進 各地方振興局に職員を配置。



小高区文教ゾーン（ ）エリア

() : 小高区文教ゾーンについては、合併前の旧小高町時代から幼稚園、小学校、高校などが隣接（集積）するエリアとして、「文教ゾーン」と呼んできました。

